

報告第3号

長期継続契約の締結状況について

鳥取県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成17年鳥取県条例第12号）第3条の規定に基づき、次のとおり本議会に報告する。

令和4年12月1日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

長期継続契約の締結状況について

[新規契約]

番号	契約所属名	種類	契約対象物品	数量	契約の相手方	契約金額 円	契約期間	設置場所等
1	男女共同参画センター	物品	ノートパソコン	1台	倉吉市広栄町941番地5 株式会社衣笠商会	229,680	令和5年1月1日 ～令和8年12月31日	鳥取県男女共同参画センター
2	教育環境課	物品 保守	複合機 プリンター	76台 36台	米子市両三柳328番地 株式会社ケーオウエイ	129,639,180	令和5年2月1日 ～令和10年1月31日	鳥取県立鳥取東高等学校 ほか27所属